

2024年度 いじめ防止に向けた基本方針

1. いじめに対する基本認識

すべての生徒と教職員が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起り得る」という認識を持つ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場にたち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 早期発見にむけて

いじめは、教職員の目の届きにくいところで発生することがあり、学校・家庭・地域の協力を得ながら全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査・個別面談 等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(SHR・終礼・校内巡視・校外指導 等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(生活の記録・日直日誌・電話・家庭訪問・保護者懇談 等)
- (4) 地域との連携を図る。(関係団体との情報交換・地域行事への参加 等)

3. 早期解決に向けて

いじめと考えられる事象・いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者に必要な支援を行なう。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解決した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じ、国や県が設置しているさまざまなプロジェクトの活用を図る。

4. 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒達の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 特別活動・道徳などをとおして規範意識や集団のあり方等について学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を図る。
- (5) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (7) 地域や関係機関との連絡や情報について定期的な情報交換を行い、連携を行う。